

登別市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市に居住する判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「対象者」という。）の生活の自立の援助と福祉の増進を図るため、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）の審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の要請)

第2条 次の各号に定める者が、後見等を必要とする対象者と判断したときは、市長に審判請求を登別市後見等審判請求要請書（別記様式第1号）により要請することができる。

- (1) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の長
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設の長及び介護保険事業を行う者の長
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスを提供する施設及び事業所の長
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院の長及び診療所の長
- (5) 民生委員児童委員
- (6) その他対象者の日常生活のために有益な援助をしている者（4親等内の親族を除く。）

(要件の調査)

第3条 市長は、前条に定める要請があったとき又は市長が必要と認めたときは、次の各号に掲げる事項を調査して決定するものとし、その結果を登別市成年後見等審判請求決定通知書（別記様式第2号）により要請のあった者に通知するものとする。

- (1) 対象者の判断能力の程度、生活状況及び健康状態
- (2) 対象者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否、当該親族等による対象者保護の可能性及び当該親族等が審判請求を行う意思
- (3) 対象者の財産管理などの日常生活における支援の必要性

(4) その他必要な事項

(審判請求の手續)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手續は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第5条 審判請求に要した費用は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定に基づき、市が負担するものとする。

2 市長は、前項の審判請求に要した費用について、対象者又は親族等が当該費用を負担すべきであると認めるときは、家庭裁判所に対し、上申書（別記様式第3号）により上申するものとする。

(報酬の助成)

第6条 市長は、後見等の開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が次の各号に掲げる者である場合は、当該成年被後見人等の成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）への報酬の全部又は一部を助成することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及びこれに準ずる者

(2) 成年後見人等への報酬に関する助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者

2 前項に規定する助成の額は、次の各号に掲げる額を上限とする。

(1) 在宅者 28,000円（月額）

(2) 施設等入所者 18,000円（月額）

(助成の申請)

第7条 前条に定める報酬の助成を受けようとする成年被後見人等は、報酬付与の審判の決定後、速やかに登別市成年後見人等報酬助成申請書（別記様式第4号）に報酬付与の審判の決定書の写し及び家庭裁判所に提出した財産目録の写し等成年被後見人等の資産及び収入、支出の状況が分かる書面を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書及び添付書類の内容を審査の上、登別市成年後見人等報酬助成決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(報告義務)

第8条 成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるとき

は、その者に対して助成した額の全部または一部の返還を命ずることができる。

(親族等への情報提供)

第10条 市長は、第3条の規定により対象者の調査を行う場合において、市長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意思を確認するときは、必要に応じて対象者の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 前項の規定により情報提供を行う場合には、登別市個人情報保護条例(平成10年条例第2号)に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成21年告示第28号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第50号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第17号)

この告示は、平成26年2月14日から施行する。

附 則 (平成28年告示第62号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第56号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

登別市成年後見等審判請求要請書

年 月 日

登別市長 様

要請者 住 所 _____
施設等名 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

登別市成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条の規定に基づき、次のとおり成年後見等の審判請求を要請します。

対象者	氏 名	
	生年月日	
	本 籍	
	住 所	
	電話番号	
親族等の状況	有 無	1. 有 2. 無
	親族①	氏 名 _____ 生年月日 _____ 対象者との関係 _____ 電話番号 _____ 住 所 _____
	親族②	氏 名 _____ 生年月日 _____ 対象者との関係 _____ 電話番号 _____ 住 所 _____
	要請の理由 (心身の状況等)	
	資産等の状況 (収入・支出等の状況)	
	備 考	

別記様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

登別市成年後見等審判請求決定通知書

様

登別市長

年 月 日付けで要請がありました次の方の成年後見等の審判請求について、調査の結果、（承認する・承認しない）ことと決定しましたので、登別市成年後見制度利用支援事業実施要綱第3条の規定により通知します。

記

対象者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

登 第 号
年 月 日

札幌家庭裁判所室蘭支部裁判官 様

登別市長

上 申 書

次の者について、本人及び親族による申し立てができない状況にあったことから、本人の福祉の増進を図るため、（老人福祉法第32条・知的障害福祉法第28条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の1の2）の規定に基づき、 年 月 日付で登別市長による後見開始の申し立てを行ったところです。

つきましては、本件申し立てに要した費用を登別市が負担しておりますことから、家事事件手続法第28条第2項により、本人の負担とすべき旨を命じられますよう上申します。

なお、登別市では、生活保護受給者等につきましては、申立費用及び後見人等の報酬について助成する制度がありますことを申し添えます。

記

1. 申立対象者 住 所
氏 名
生年月日

2. 申立費用 ①収入印紙 円
②登記印紙 円
③郵便切手 円
④鑑定に係る費用 円

〒

登別市
担 当
電 話

別記様式第4号（第7条関係）

登別市成年後見人等報酬助成申請書

年 月 日

登別市長 様

登別市成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、助成決定に関して申請者の収入及び資産の状況を関係機関において調査確認されることに同意します。

記

申請者 (成年被後見人等)	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	電話番号	
代理人 (成年後見人等)	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	電話番号	
後見等業務の期間		
後見人等報酬助成申請額 (報酬付与の審判の決定額)		

【添付書類】

- ・報酬付与の審判の決定書の写し
- ・家庭裁判所に提出した財産目録の写し等成年被後見人等の資産及び収入、支出の状況が分かる書面

登別市成年後見人等報酬助成決定通知書

様

登別市長

年 月 日付けで申請がありました次の方の成年後見人等報酬助成について調査の結果、(助成する・助成しない)ことと決定しましたので、登別市成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

対象者 (成年被後見人等)	住所	
	氏名	
	生年月日	
	助成額	
	報酬助成の期間	

※偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、その助成金の全部または一部の返還を命ずる。

教 示

不服申立て及び取消訴訟

この決定について不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対し審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に登別市を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

(1)審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ 登別市

電 話